

NEWS LETTER

2008年12月号 (No.126)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

年末調整はここをチェック！

今年も年末調整の時期がやってきました。年末調整はなぜするのか、今回はそこからお話ししたいと思います。

●年末調整はなぜするのか？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

①源泉所得税は仮払い

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額にすぎません。1年間の給与が確定した時点で税額が確定するので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

年末調整はその手続きです。

②確定申告の代わり

所得がある個人は、基本的には確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をすることで、給与をもらった人が確定申告をしなくてすむことになっています。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を提出した人に限ります。)
- ③ 12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は、対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

①給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

税額表の見まちがいや、古い税額表で計算していた場合など。また、給与に比べて賞与の割合が多い場合に不足する可能性があります。

②扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめた、お子さんが就職し、独立したなどの事実を、年末までに会社に報告してい

なかった場合。

③保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は控除できません。

●確定申告が必要となる人は？

- ①医療費控除を受ける人
- ②マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人
- ③特定のバリアフリー改修工事によるローン控除を初めて受ける人
- ④給与以外の所得がある人
- ⑤給与の収入が2,000万円を超える人
- ⑥2ヶ所以上から給与をもらっている人など



●住民税の住宅ローン控除

税源委譲の関係で、平成19年分以降の所得税額が減少したことにより、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人は、翌年度の住民税から、残りの住宅ローン控除を受けることができます。

ただし、期限である平成21年3月16日までに住まいの市区町村に所定の申告書を提出することが要件となっており、今後毎年の住民税の申告が必要となります。

また、昨年に引き続き改正点として、平成20年12月31日までに住宅を取得して居住した場合には、所得税からの控除率を下げ、控除期間を15年に延ばす方法も選択することができるようになりました。

■ 控除限度額

居住年	控除期間	控除率	控除限度額
平成20年	10年間	1~6年目	1.0% 20万円
		7~10年目	0.5% 10万円
	15年間	1~10年目	0.6% 12万円
		11~15年目	0.4% 8万円

(古井 洋平)